

議案第38号

端建蔵橋架替工事請負契約の一部変更について

端建蔵橋架替工事請負契約（令和4年2月25日議決）の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和4年2月25日議決における 契約金額
4,090,890,100円	2,514,600,000円

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

端建蔵橋架替工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

端建蔵橋架替工事請負契約締結について

端建蔵橋架替工事請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|--|----|
| 1 | 工 事 概 要 | 端建蔵橋の撤去及び下部工築造工事
附帯工事 | 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市中央区南船場 1 丁目14番10号
大成・寄神特定建設工事共同企業体
構成員 大成建設株式会社
寄神建設株式会社 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 2,514,600,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和 7 年 3 月 31 日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市北区中之島 6 丁目並びに西区川口 1 丁目及び川口 2 丁目 | |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。